

ハイライト:

- ・令和2年度税制改正について取り上げます!
- ・協会けんぽの健康保険、介護保険の料率が変わります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
令和2年度税制改正について	1
協会けんぽの健康保険・介護保険等の料率変更等について	2
新型コロナウイルス対策関係	2

新型コロナウイルス感染に関する報道が連日続いていますが、1日も早い収束を祈るばかりです。第81号では、令和2年度税制改正並びに新型コロナウイルスに関する施策等について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和2年度税制改正について

令和2年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

消費税申告期限延長の特例創設(^_^)

法人税及び地方税については申告期限の延長が認められていましたが、消費税も同様に1ヶ月の申告期限の延長が認められることとなりました。令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

ただし、事業年度末日以後2ヶ月以内に納税しない場合は利子税が課され、また法人税の確定申告書の期限延長の届出を提出していること
消費税の確定申告書の期限延長の届出を提出していることが条件となります。

なお、各事業年度の末日の属する課税期間について適用となるため、例えば課税期間短縮の特例を適用しており、3ヶ月ごとに申告している3月決算の法人の場合は、3月31日が属する課税期間(1月1日～3月31日)にのみ適用となります。

<例>



この課税期間のみ延長の対象となります。

交際費等の損金不算入制度の期間延長(^_^)

接待飲食費の50%を損金算入とする特例及び中小法人の定額控除限度額(年800万円)までの損金算入の特例の適用期限が2年延長され、令和4年3月31日までとなります。ただし、資本金等の額が100億円以上の大法人は、接待飲食費の半分を損金算入とする特例制度の適用対象から外されます。

オープンイノベーション税制の創設(^_^)

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に、経済産業大臣の証明を受けた一定のベンチャー企業の株式を1億円(中小法人は1千万円)以上、出資の払込みにより取得し、その取得した日を含む事業年度末まで保有している場合には、その株式の取得価額の25%以下の金額が損金算入できます。その他、細かい要件がありますので、ご検討の場合はお声がけ下さい。

企業間の幅広い連携を通じ、技術革新を促進させるのが狙いとなっています。

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し(>_<)

居住用の建物を取得した場合、非課税売上である家賃収入に対する課税仕入れのため、仕入れ税額控除をとることは本来できません。しかし、金地金の売買を不合理に繰り返すことにより課税売上割合を恣意的にあげるにより、仕入税額控除を適用するという、過度な節税手法が見受けられました。

これらへの対抗として、令和2年10月1日以後に仕入れを行う居住用建物については、仕入税額控除の適用が認められません。ただし、仕入れの日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までに住宅の貸付け以外の貸付けや譲渡をした場合には、課税売上分に対応する課税仕入れの税額控除を認めることとなっています。

令和2年3月末までの契約に基づき取得した居住用賃貸建物については、一定の経過措置が設けられます。

その他

- ・中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年度での合計300万円までを上限として即時償却することが可能となる税制措置の適用期間が、令和3年度末まで延長されます。
- ・5Gに係る設備投資について、30%の特別償却もしくは15%の税額控除が適用されます。
- ・令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、現行の連結納税制度がグループ通算制度へと移行されます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



協会けんぽの健康保険・介護保険等の料率変更等について

令和2年度の各都道府県単位の健康保険料率及び介護保険料率が改定され、令和2年3月分(4月納付分)から新料率が適用になります。各都道府県の料率は、全国健康保険協会のHPより、ご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/>

なお、健康保険組合に加入されている場合には、各組合へご確認ください。

令和2年4月1日からは、従来雇用保険料が免除されていた65才以上の高年齢労働者についても、雇用保険料の徴収・納付が必要となります。ご注意ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000599429.pdf>

新型コロナウイルス対策関係

新型コロナウイルス感染防止対策として休業した小学校等に通う子の保護者である労働者へ、年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた場合には、8,330円/日を上限とする助成金が支給される制度が創設されました。2020年2月7日～3月31日までの間に取得した休暇が対象となります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

上記他、雇用調整助成金の特例措置や資金繰支援等の施策、テレワーク導入・特別休暇規程整備で支給される助成金も設けられています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?fsi=uLUzKwIA>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp